

# 第5回教育委員会会議

令和8年4月21日  
午後4時00分  
本庁舎第11 共通会議室

案 件

報告第13号

大阪市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に  
関する規則の一部を改正する規則

## 報告第13号

大阪市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

大阪市教育委員会教育長専決規則第2条第1項に基づき、下記のとおり教育長による急施専決を行ったので、同条第2項の規定に基づき報告する。

### 記

別紙のとおり、大阪市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する。

# 大阪市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則 の一部改正について

## 1 改正の理由

令和元年、国において「行政手続オンライン化法」が「デジタル手続法」へ抜本改正され、「手数料のオンライン納付」や「添付書面の省略」に関する規定等が追加された。本市における行政手続きの手法についても、令和7年度末までにオンライン化が可能な手続（約2,000件）のうち大部分のオンライン化が達成される。また、令和8年度から本市を含む地方公共団体において、法人ベース・レジストリ（法人の登記情報検索システム）の利用が開始される。このような状況を踏まえて、令和8年4月1日に「大阪市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例」が施行されることから、関連する教育委員会規則についても、改正後の条例の内容に整合させるべく必要な改正を行うものである。

## 2 主な改正の内容

・電子情報処理組織を使用する方法で教育委員会に対して行われる申請、届出等に必要な事項のうち、改正後の条例において規則で定めるものとされている、次の（１）～（４）の事項について、教育委員会規則の規定を改正する。

- （１）申請等における手数料の納付について
  - （２）申請等における本人確認及び書面の原本確認について
  - （３）処分通知等の方法について
  - （４）添付書面等の省略について
- ・その他必要な規定整備を行う。

### 3 施行期日

令和8年4月1日

大阪市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を  
改正する規則

大阪市教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成17年大  
阪市教育委員会規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後  
欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げ  
るその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）のうち、その標記部  
分が同一のもの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、  
その標記部分が異なるもの改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定とし  
て移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないも  
のを加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、 大阪市行政手続等における情報通信の技術 の利用に関する条例（平成17年大阪市条例 第86号。以下「条例」という。）第3条から 第6条まで及び第8条の規定に基づき、教 育委員会等に係る申請、届出その他の手続 等を電子情報処理組織を使用する方法その 他の情報通信の技術を利用する方法により 行うことに関し必要な事項を定めるもの とする。</p> <p>(手続等の告示)</p> <p>第3条 教育委員会は、教育委員会等に係る 申請、届出その他の手続等のうち条例及び この規則の規定により電子情報処理組織を 使用する方法その他の情報通信の技術を利用 する方法により行うものについて、あら かじめその根拠となる法令又は条例等の名 称及び条項その他必要な事項を<u>インターネ ットの利用その他の方法により公表するも のとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、別に定めるもののほか、 大阪市行政手続等における情報通信の技術 の利用に関する条例（平成17年大阪市条例 第86号。以下「条例」という。）第3条から 第6条までの規定に基づき、教育委員会等 に係る申請、届出その他の手続等を電子情 報処理組織を使用する方法その他の情報通 信の技術を利用する方法により行うことに 関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(手続等の告示)</p> <p>第3条 教育委員会は、教育委員会等に係る 申請、届出その他の手続等のうち条例及び この規則の規定により電子情報処理組織を 使用する方法その他の情報通信の技術を利用 する方法により行うものについて、あら かじめその根拠となる法令又は条例等の名 称及び条項その他必要な事項を<u>告示するも のとする。</u></p>

<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を<u>使用する方法により</u>教育委員会等に対し申請等を行う者は、教育委員会が別に定めるところにより、教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、<u>当該申請等を行う者の</u>使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 第1項の規定により申請等を行う者は、教育委員会が別に定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を<u>当該申請等を行う者の</u>使用に係る電子計算機から送信し、及び教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに<u>記録</u>しなければならない。</p> <p>[5・6 略]</p> <p><u>7 条例第3条第5項に規定する情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものは、第1項の規定により行われた申請等により得られた納付情報(当該申請等に係る手数料を特定するに足りる情報をいう。)により納付する方法とする。</u></p> <p><u>8 条例第3条第6項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情があると教育委員会等が認める場合</u></p> <p>(2) <u>申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがあると教育</u></p>	<p>(電子情報処理組織による申請等)</p> <p>第4条 条例第3条第1項の規定により電子情報処理組織を<u>使用して</u>教育委員会等に対し申請等を行う者は、教育委員会が別に定めるところにより、教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、<u>同項に規定する申請等をする者の</u>使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>4 第1項の規定により申請等を行う者は、教育委員会が別に定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を<u>条例第3条第1項に規定する申請等をする者の</u>使用に係る電子計算機から送信し、及び教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに<u>記録し、又は当該書面等を提出</u>しなければならない。</p> <p>[5・6 同左]</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>
--	--

<p style="text-align: center;"><u>委員会等が認める場合</u></p> <p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第5条 教育委員会等は、<u>条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。</u></p> <p><u>2 条例第4条第1項ただし書に規定する規則で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。</u></p> <p>(1) <u>電子情報処理組織を使用して行う識別符号（電子情報処理組織を使用する者を識別するために当該者に付された符号をいう。）及び暗証符号（電子情報処理組織を使用する者を特定するために当該者又は教育委員会等が設定した符号をいう。）の入力</u></p> <p>(2) <u>電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の教育委員会の定めるところにより行う届出</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げるもののほか、教育委員会が定める方式</u></p> <p>3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、<u>処分通知等に係る情報に電子署名を行い、当該情報を当該電子署名に係る電子証明書と併せて教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する措置とする。</u></p> <p><u>4 条例第4条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。</u></p> <p>(1) <u>処分通知等を受ける者について対面により本人確認をするべき事情があると教</u></p>	<p>(電子情報処理組織による処分通知等)</p> <p>第5条 教育委員会等は、<u>条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用して処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を同項に規定する教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。</u></p> <p><u>2 教育委員会等は、前項の規定により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等に係る事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを記録しなければならない。</u></p> <p>3 条例第4条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、<u>前項に規定する措置とする。</u></p> <p>[新設]</p>
---	---

<p><u>育委員会等が認める場合</u></p> <p>(2) <u>処分通知等に係る書面等のうちにその原本を交付する必要があるものがあると教育委員会等が認める場合</u></p> <p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第6条 教育委員会等は、条例第5条第1項の規定により<u>電磁的記録</u>に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、教育委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第7条 教育委員会等は、条例第6条第1項の規定により<u>電磁的記録</u>により作成等を行うときは、当該書面等に記載すべき事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。</p> <p>[2 略]</p> <p><u>(添付書面等の省略に係る書面等及び措置)</u></p> <p><u>第8条 条例第8条に規定する規則で定める書面等は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令（平成15年政令第27号）第5条の表の上欄に掲げるとおりとし、条例第8条に規定する規則で定める措置は、同表の上欄に掲げる書面等ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。この場合において、同表中「行政機関</u></p>	<p>(電磁的記録による縦覧等)</p> <p>第6条 教育委員会等は、条例第5条第1項の規定により<u>書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録</u>に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、教育委員会等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。</p> <p>(電磁的記録による作成等)</p> <p>第7条 教育委員会等は、条例第6条第1項の規定により<u>書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録</u>の作成等を行うときは、当該書面等に記載すべき事項を教育委員会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製する方法により作成等を行うものとする。</p> <p>[2 同左]</p> <p>[新設]</p>
--	---

<u>等」とあるのは「教育委員会等」と読み替えるものとする。</u> <u>第9条・第10条</u> [略]	<u>第8条・第9条</u> [同左]
備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。